

平成23年第2回玉城町議会定例会会議録（第4号）

1. 招集年月日 平成23年 3月 9日

2. 招集の場所 玉城町議会議場

3. 開 会 平成23年 3月17日

4. 応召議員

1番 小林 一 則 君 2番 中 野 勇 君

3番 山 本 静 一 君 4番 北 川 雅 紀 君

5番 鈴 木 加奈子 君 6番 小 林 豊 君

7番 前 川 隆 夫 君 8番 風 口 尚 君

9番 川 西 元 行 君 10番 中 瀬 信 之 君

11番 山 口 和 宏 君 12番 奥 川 直 人 君

13番 高 木 市 郎 君 14番 東 谷 富 雄 君

5. 不応召議員 なし

6. 出席議員 14名

7. 欠席議員 なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

町 長 辻 村 修 一 君 副 町 長 中 郷 徹 君

教 育 長 山 口 典 郎 君 会 計 管 理 者 前 田 浩 三 君

総 務 課 長 大 南 友 敬 君 税 務 住 民 課 長 小 林 一 雄 君

生活福祉課長 林 裕 紀 君 建 設 課 長 森 島 千 里 君

上下水道課長 松 田 幸 一 君 病 院 老 健 事 務 局 長 田 畑 良 和 君

教育事務局長 中 西 元 君 総 務 担 当 課 長 補 佐 田 村 優 君

産業振興課長 田 間 宏 紀 君 政 策 財 政 担 当 課 長 補 佐 中 村 元 紀 君

教育委員長 加 藤 禎 一 君 監 査 委 員 中 西 正 光 君

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 辻 誠 君 同 書 記 宮 本 尚 美 君

同 書 記 内 山 治 久 君

10. 提出議案

日 程

第1. 会議録署名議員の指名

第2. 議案第 2号 玉城町暴力団排除条例の制定について（討論・採決）

第3. 議案第 3号 玉城町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について（討論・採決）

第4. 議案第 4号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について（討論・採決）

第5. 議案第 5号 平成22年度玉城町一般会計補正予算（第6号）（討論・採決）

第6. 議案第 6号 平成22年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（討論・採決）

- |      |        |                                       |
|------|--------|---------------------------------------|
| 第 7. | 議案第 7号 | 平成22年度玉城町老人保健特別会計補正予算(第2号)(討論・採決)     |
| 第 8. | 議案第 8号 | 平成22年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算(第1号)(討論・採決)   |
| 第 9. | 議案第 9号 | 平成22年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)(討論・採決) |
| 第10. | 議案第10号 | 平成22年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第3号)(討論・採決)     |
| 第11. | 議案第11号 | 平成22年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)(討論・採決)  |
| 第12. | 議案第12号 | 平成22年度玉城町病院事業会計補正予算(第2号)(討論・採決)       |
| 第13. | 議案第13号 | 平成22年度玉城町水道事業会計補正予算(第1号)(討論・採決)       |
| 第14. | 議案第14号 | 平成22年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)(討論・採決) |
| 第15. | 議案第15号 | 平成22年度玉城町下水道事業会計補正予算(第2号)(討論・採決)      |
| 第16. | 議案第16号 | 平成23年度玉城町一般会計予算(討論・採決)(討論・採決)         |
| 第17. | 議案第17号 | 平成23年度玉城町国民健康保険特別会計予算(討論・採決)          |
| 第18. | 議案第18号 | 平成23年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算(討論・採決)     |
| 第19. | 議案第19号 | 平成23年度玉城町山村振興事業特別会計予算(討論・採決)          |
| 第20. | 議案第20号 | 平成23年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算(討論・採決)        |
| 第21. | 議案第21号 | 平成23年度玉城町介護保険特別会計予算(討論・採決)            |
| 第22. | 議案第22号 | 平成23年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算(討論・採決)         |
| 第23. | 議案第23号 | 平成23年度玉城町病院事業会計予算(討論・採決)(討論・採決)       |
| 第24. | 議案第24号 | 平成23年度玉城町水道事業会計予算(討論・採決)(討論・採決)       |
| 第25. | 議案第25号 | 平成23年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算(討論・採決)        |
| 第26. | 議案第26号 | 平成23年度玉城町下水道事業会計予算(討論・採決)             |
| 第27. | 議案第27号 | 玉城町使用料条例の一部改正について(追加議案)(討論・採決)        |
| 第28. | 議案第28号 | 平成22年度玉城町一般会計補正予算(第7号)(追加議案)(討論・採決)   |
| 第29. | 請願第 1号 | 所得税法第56条の廃止を求める請願書(追加議案)(討論・採決)       |
| 第30. | 発議第 1号 | 閉会中の継続審査の申し出について(追加議案)(討論・採決)         |

(開会 午前9時03分)

○議長(小林一則君) ただいまの出席議員数は14名で定足数に達しております。よって、平成23年第2回玉城町議会定例会第4日目の会議を開会いたします。

本日の議事日程は、お手許に配布のとおりであります。

日程第1会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により議長において

7番 前川 隆夫 君

8番 風口 尚 君

の2名を指名いたします。

○議長（小林一則君）日程第2 議案第2号 玉城町暴力団排除条例の制定についてを議題としこれより討論・採決を行います。

まず反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

これにて 討論を終結致します。

これより本案を採決致します

本案は原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって本案は原案の通り可決されました。

○議長（小林一則君）次に 日程第3 議案第3号 玉城町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題としこれより討論・採決を行います。

まず反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

これにて 討論を終結致します。

これより本案を採決致します

本案は原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって本案は原案の通り可決されました。

○議長（小林一則君）次に 日程第4 議案第4号 玉城町国民健康保険条例の一部改正についてを議題としこれより討論・採決を行います。

まず反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

これにて 討論を終結致します。

これより本案を採決致します

本案は原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって本案は原案の通り可決されました。

○議長（小林一則君）次に、日程、第5 議案第5号 平成22年度 玉城町一般会計補正予算（第6号）ないし日程第15号 議案第15号 平成22年度 玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）を一括議題と致します。

只今、一括議題となりました各議案についてはそれぞれ予算決算常任委員会に付託され、審査が終了し委員会審査報告書が提出されております。

これより、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 高木 市郎君

○予算決算常任委員長（高木市郎君）議長より 予算決算常任委員会審査の、報告を求められましたので、只今、議題となっております各議案の審査結果をご報告致します。

予算決算常任委員会に付託されました、議案第5号 平成22年度 玉城町一般会計補正予算（第6号）ないし議案第15号 平成22年度玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）について、委員会審査を去る3月15日午前9時より第4会議室において、町長・副町長並びに教育長また関係課長・関係室長及び関係課長補佐の出席と議長の同席のもとに、委員全員出席の上審査を実施いたしました。

委員会審査は、12名の委員により慎重審査が行われました。その審査内容は、後日委員会会議録をご高覧賜りたいと思います。それでは、審査結果の報告を致します。

議案第5号平成22年度玉城町一般会計補正予算(第6号)ないし議案第15号 平成22年度玉城町下水道事業会計補正予算(第2号)につきましての審査をいたしました。その結果でございますが、議案第5号・議案第6号・議案第7号・議案第8号・議案第9号・議案第10号・議案第11号・議案第12号・議案第13号・議案第14号・議案第15号について、いずれも原案のとおり可決致しました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました議案の審査結果報告と致します。

○議長（小林一則君）以上で、予算決算常任委員長の報告は終わりました。

お諮り致します。

予算決算常任委員長の報告に対する質疑は省略致したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって委員長の報告に対する質疑を省略致します。

これより各議案ごとに討論・採決を行います。

○議長（小林一則君）まず 議案第5号 平成22年度 玉城町一般会計補正予算（第6号）についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告の通り決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。  
(挙手多数)

挙手多数であります。  
よって本案は原案の通り可決されました。

○議長(小林一則君) 次に 議案第6号 平成22年度 玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第4号) についての討論を行います。  
本案に対する反対討論の発言を許します。  
(「議事進行」の声あり)

これにて討論を終結致します。  
これより本案を採決致します。  
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。  
本案は 委員長報告の通り決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。  
(挙手全員)

挙手全員であります。  
よって本案は原案の通り可決されました。

○議長(小林一則君) 次に 議案第7号 平成22年度玉城町老人保健特別会計補正予算(第2号) についての討論を行います。  
本案に対する反対討論の発言を許します。  
(「議事進行」の声あり)

これにて討論を終結致します。  
これより本案を採決致します。  
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。  
本案は 委員長報告の通り決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。  
(挙手全員)

挙手全員であります。  
よって本案は原案の通り可決されました。

○議長(小林一則君) 次に議案第8号 平成22年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算(第1号) についての討論を行います。  
本案に対する反対討論の発言を許します。  
(「議事進行」の声あり)

これにて討論を終結致します。  
これより本案を採決致します。  
本案に対する委員長報告は、原案可決であります。  
本案は 委員長報告の通り決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。

よって本案は原案の通り可決されました。

○議長（小林一則君）次に議案第9号 平成22年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告の通り決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって本案は原案の通り可決されました。

○議長（小林一則君）次に 議案第10号 平成22年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告の通り決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって本案は原案の通り可決されました。

○議長（小林一則君）次に 議案第11号 平成22年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告の通り決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。

よって本案は原案の通り可決されました。

- 議長（小林一則君）次に議案第12号 平成22年度 玉城町病院事業会計補正予算（第2号）についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告の通り決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって本案は原案の通り可決されました。

- 議長（小林一則君）次に議案第13号 平成22年度 玉城町水道事業会計補正予算（第1号）についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告の通り決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって本案は原案の通り可決されました。

- 議長（小林一則君）次に議案第14号 平成22年度 玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告の通り決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって本案は原案の通り可決されました。

- 議長（小林一則君）次に議案第15号 平成22年度 玉城町下水道事業会計補正予算（第

2号) についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告の通り決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって本案は原案の通り可決されました。

○議長（小林一則君）次に、日程、第16 議案第16号 平成23年度 玉城町一般会計予算ないし日程第26 議案第26号 平成23年度 玉城町下水道事業会計予算を一括議題と致します。

只今一括議題となりました各議案につきましても、それぞれ予算決算常任委員会に付託され、審査が終了し委員会審査報告書が提出されております。

これより、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 高木市郎君

○予算決算常任委員長（高木市郎君）議長より 予算決算常任委員会審査の、報告を求められましたのでご報告致します。

予算決算常任委員会に付託されました議案第16号 平成23年度 玉城町一般会計予算ないし、議案第26号 平成23年度玉城町下水道事業会計予算についての委員会審査を去る3月15日及び3月16日の両日、いずれも午前9時より第4会議室において、町長・副町長並びに教育長また関係課長・関係室長及び関係課長補佐の出席と議長の同席のもとに、委員全員出席の上 審査を実施致しました。

委員会審査は、13名の委員により慎重審査が行われました。その審査内容については省略させて頂き、後日委員会 会議録をご高覧賜りたいと思います。

それでは、一括議題となっております各議案につきまして審査結果の報告をいたします。

まず議案第16号 平成23年度玉城町一般会計予算でございますが、この議案につきましては、3月15日に審査を行いました。質疑・討論を終了し、採決の結果原案どおり可決をいたしました。

次に議案第17号 平成23年度玉城町国民健康保険特別会計予算ないし議案第26号 平成23年度 玉城町下水道事業会計予算につきましては16日に議案審査をいたしました。

その結果でございますが 議案第17号・議案 第18号・議案第19号・議案第20号・議案第21号・議案第22号・議案第23号・議案第24号・議案第25号・議案第

26号のいずれの議案も原案のとおり可決いたしました次第でございます。

以上、ただいま一括議題となっております議案の予算決算常任委員会の審査結果報告でございます。

○議長（小林一則君）以上で、予算決算常任委員長の報告は終わりました。

予算決算常任委員長の報告に対する質疑は省略致したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって予算決算常任委員長の報告に対する質疑を省略致します。

これより各議案ごとに討論・採決を行います。

まず 議案第16号 平成23年度 玉城町一般会計予算の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。5番 鈴木加奈子さん

○5番（鈴木加奈子さん）お許しを頂きましたので平成23年度、来年度の一般会計予算に対する反対討論をさせていただきます。委員会審査のおりにも申し上げたところでございます。その前に委員会の審査は13名で行ったと思っておりますので、ご訂正頂いた方がいいかと思っております。この委員会審査のおりに申し上げたところでもございますが、学校給食というのは非常に重要なもので、飼育、食育、体育の基本を成すものが食育であり、その為に視察にも行って参りました。ところが玉城町におきましては学校給食におきます給食の検討会、これにも出席ができなくなってしまう。そういった姿の委託に切り替えるということが進められております。さて、この委託によってどんな風になるんかということで相当な金額が節約できるという風にお話があったわけでございますが、これはもともとと言えば行財政の改革ということで職員定数を減らす、その中にありまして、ターゲットが女性が多い職場でございます。この調理の場に重点がおかれて参りまして退職者採用という姿で進められて参りました。それで、私は100歩譲りまして定員管理で正職員を減らそうというのであれば、例えば保育士さんの方で嘱託保育士さんという切り替えが相当なされておまして、これですと人件費ではなく物件費という勘定になって参ります。そういうことが行われておりますが、100歩譲って、調理師さんを直営で雇って、しかも嘱託に切り替えた場合にどれぐらいの経費がかかるのだろうかということで調べてみました。そうしますと3つの小学校の委託料が2,829万8千円で嘱託保育士さんと同額の月17万ということで計算をしてみますと、2千40万円でございます。そこで委託にするよりも789万8千円安くなるんだということが明らかになりました。そして中学校でございまして、1,386万円委託料です。これを嘱託保育士さんと同じ月17万円ということで算定してみますと816万円です。委託料よりも570万円減額となりまして、小中学校合わせますとなんと1,359万8千円少なく済むということが明らかになりました。さて、そこで、この大新東ヒューマンサービス、委託先でございまして、ここの募集をしてみますと、昨年度でございまして、時間給で750円、辛うじて最低賃金はクリアーは致しております

けれど、大変低い金額での募集になっております。玉城町直営でありますれば、玉城町の新卒者の方々を14人も採用できるところでございます。そういうせっかくの門を閉ざし、業者にみすみす1,359万8千円も余分に支払っている。委託料との差額でございますが、委託業者はもっと沢山のお金を本社東京に持って行ってしまふんだということも明らかになりました。そういう無駄な公費の使い方は、やはり止めて改善をするべきだと思います。町長は「暮らし満足度ナンバーワン」という冊子をお作りになって各自治区へ説明に行っておられるようでございますが、私も「暮らし満足度ナンバーワン」目指すこと多いに賛成でございますし、また、玉城町は子育て支援に一生懸命です。この取組も大賛成でございます。その立場に立ちますと先ほどの1,359万8千円、この問題にしましても、この子どもの医療費無料化が現在、周辺見渡しましても、郡内でも最低のところになってしまっておりますが、これを中学校3年生まで無料にするためには、おおよそ一ヵ月100万円、年間ですと1千200万円あればできるというものでございます。これは単にひとつのことを取り上げて申し上げましたところでございますが、問題点がございまして、いいところも組み入れて頂いておりますのは新たにできました交付金に依りまして相談員を増やして頂いたり、図書司書さんをおいて頂いたりという、いい面もなかにはございますが、大きいところで、やはりこの予算の使い方というところに問題があるかと思っておりますので反対の討論に出させていただきます。宜しくお願い致します。

○議長（小林一則君）次に、賛成討論の発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告の通り決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。

よって本案は原案の通り可決されました。

○議長（小林一則君）次に 議案第17号 平成23年度 玉城町国民健康保険特別会予算の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告の通り決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。

よって本案は原案の通り可決されました。

○議長（小林一則君）次に 議案第18号 平成23年度 玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告の通り決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。

よって本案は原案の通り可決されました。

○議長（小林一則君）次に 議案第19号 平成23年度玉城町山村振興事業特別会計予算の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告の通り決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。

よって本案は原案の通り可決されました。

○議長（小林一則君）次に 議案第20号 平成23年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告の通り決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって本案は原案の通り可決されました。

○議長（小林一則君）次に 議案第21号 平成23年度玉城町介護保険特別会計予算の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告の通り決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって本案は原案の通り可決されました。

○議長(小林一則君) 次に 議案第22号 平成23年度玉城町後期高齢者医療特別会予算の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告の通り決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。

よって本案は原案の通り可決されました。

○議長(小林一則君) 次に議案第23号 平成23年度 玉城町病院事業会計予算の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告の通り決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって本案は原案の通り可決されました。

○議長(小林一則君) 次に議案第24号 平成23年度 玉城町水道事業会計予算の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は 委員長報告の通り決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。

よって本案は原案の通り可決されました。

○議長（小林一則君）次に議案第25号 平成23年度 玉城町介護老人保健施設事業会計予算の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告の通り決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって本案は原案の通り可決されました。

○議長（小林一則君）次に議案第26号 平成23年度 玉城町下水道事業会計予算の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告の通り決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって本案は原案の通り可決されました。

○議長（小林一則君）暫時休憩します。

(休憩 午前10時39分)

(再開 午前10時40分)

○議長（小林一則君）13番 予算決算常任委員長 高木市郎君

○13番（予算決算常任委員長 高木市郎君）先ほどの委員会審査の人数の際について指摘がございました。委員人数は13名に訂正いたします。

○議長（小林一則君）これより、追加議案の審査に入ります。

○議長（小林一則君）日程第27 議案第27号 玉城町使用料条例の一部改正についてを議題といたします。

町長より 提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

○町長（辻村修一君）議案第27号 玉城町使用料条例の一部改正について提案理由を申し上げます。今回の改正は先の12月定例会におきましてお認めを頂きましたスポーツトレーニングセンターの施設使用料につきまして新しく11枚綴りの回数券を追加するものでございまして町内在住者または在勤者3千円、それ以外の方を9千円に、また町営プール使用料についても11枚綴りの回数券を追加し町内在住者の中学生以下500円、一般1千円、それ以外の方を2千円にそれぞれ改めるものでございます。なお補足は省略をさせていただきます。以上です。宜しくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林一則君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑・討論・採決を行います。

それでは、まず質疑を行います。

発言を許します。3番 山本静一君

○3番（山本静一君）前回の提案では1回いくらということで提案されて、今度は多く利用する場合にはこの回数券という対応でございますけども、大体これ見ておりますと1回の使用料の10回分で、コーヒーのチケットじゃありませんけども1枚分付いているという感じで、そうするとこれらの施設に対しまして近辺の施設との比較研究はされましたか。

○議長（小林一則君）教育長 山口典郎君

○教育長（山口典郎君）近辺との比較につきましては前回の300円、900円の時にこなってます。それで今回利用につきまして、1回1回、支払するよりも11枚券で登録をした時点でナンバーを登録されますので、誰がいつ入ったかということが分かりますので使用上、料金の支払い、簡便な措置をとるとということで11枚綴りの券を発行させて頂くことになりました。以上です。

○議長（小林一則君）3番 山本静一君

○3番（山本静一君）只今の答弁、私の質問に答えていないと思います。近辺と比較されましたか。比較されてどうですか。と私聞いております。

○議長（小林一則君）教育長 山口典郎君

○教育長（山口典郎君）近辺との比較は300円と値段を決定させていただいた時点で町外との比較はさせて頂きました。只、議員が言われるのはこういうことなんかなと思いますけども、11枚券を他でもやっているかということで、一部そういう風な施設もあるということで11枚券の発行は一部の施設で使われている場合もあります。以上です。

○議長（小林一則君）3番 山本静一君

○3番（山本静一君）私は11枚のチケットだけで申し上げているのではないんです。教育長もご存じのように伊勢図書館にも伊勢市立のトレーニングジムがございます。1回250円で年間が5、250円というようになっておりますけど、そういう比較をされて、こ

うという提案をされたのかということをお私、言いたいです。

○議長（小林一則君）教育長 山口典郎君

○教育長（山口典郎君）比較につきましては前回も議論させていただいたように300円の決定というなかで値段を決定させていただいておりますので比較につきましては前回の300円の設定の議題に済んだものという風に考えております。将来的にはまた、このトレーニングセンターの11枚券だけではなしに総合型地域スポーツクラブの導入に際して、またご議論いただくことにさせて頂きたいという風に思っております。以上です。

○議長（小林一則君）3番 山本静一君

○3番（山本静一君）教育長、先ほど300円の使用料だと申し上げられましたけど、私は長期に使用する場合に、もう少し便宜を図れないのかなあと、余所と比較して、そういう検討はされなかったのかということです。

○議長（小林一則君）教育長 山口典郎君

○教育長（山口典郎君）最後に言わせて頂いたように総合型地域スポーツクラブを設立した時点で、またそのことは考えさせていただくということで、先ほど述べさせて頂いたとおりです。以上です。

○議長（小林一則君）6番 小林豊君

○6番（小林豊君）ひとつだけ確認したいと思います。この11枚つづりに関しましては使用期限というのは設けているんですか。といいますのは、町トレーニングセンターについては年間通じての使用は可能かと思うんですが、町営プールにつきましては、シーズンが限られとるかと思えます。そうなりますと次年度へ持ち越しということが可能なのか消費期限についてお聞きしたいと思います。

○議長（小林一則君）教育長 山口典郎君

○教育長（山口典郎君）現在のところ使用期限は考えておりません。議員おっしゃるように季節的なプールのような使用も次年度に券が残って次年度に使うということも可能になります。宜しくお願いします。

○議長（小林一則君）他ありませんか。4番 北川雅紀君

○4番（北川雅紀君）この回数券なんですが、町内の人が11枚綴りを買って、それを町外の方が使うということが可能なと思うんですが、そこらへんはどうですか。料金が300円と900円なのに町内の券を町外の方が使う。どうでしょうか。

○議長（小林一則君）教育長 山口典郎君

○教育長（山口典郎君）11枚券につきましては原則ご自身ご購入されて、ご使用頂くということを原則としております。ですから、町外に人に譲渡するということをしていただくということは規則上困るということになります。

○議長（小林一則君）4番 北川雅紀君

○4番（北川雅紀君）なんか名前を書いたりというようなことがあるんですか。

○議長（小林一則君）教育長 山口典郎君

○教育長（山口典郎君）番号が振られておまして、通し番号、何番がどなたということをお、こちらの方で最初買われるときに登録させて頂いてこちらの方に誰が何町のどなたが買

われたかということ登録してチェックさせて頂くということになります。以上です。

○議長（小林一則君）他ありませんか。質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論をおこないます。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。

本案は原案の通り決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。

よって本案は原案の通り可決されました。

○議長（小林一則君）次に日程第28 議案第28号 平成22年度玉城町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

○町長（辻村修一君）議案第28号 平成22年度玉城町一般会計補正予算（第7号）について提案説明を申し上げます。

去る3月11日、東北地方太平洋沖で国内最大の地震が発生し、数多くの方々が甚大な被害に遭われました。地震により被災された方々、ご家族のみな様に心よりお見舞いを申し上げます。町と致しまして3月15日から義援金受付口座を開設し、役場税務住民課の窓口に義援金箱を設置を致しました。町民のみな様方の義援金を受付しているところでございます。3月16日現在の義援金は176万5千409円でございます。みな様から、暖かいお心をお預かりしている次第でございます。このお預かりした義援金は日本赤十字社を通じて被災地にお届をし、一日も早い復興を願うものでございます。今回の補正予算はこの復興支援の一助として頂くために玉城町として義援金を計上するものでございます。平成22年度におきましては町民一人当たり100円、これを2月の人口15,392人に乗じて総額154万円を新規計上し、このため予備費を減額させて頂いたものでございます。補足は省略をさせていただきます。ご審議のうえご承認賜りますようお願いを致します。

○議長（小林一則君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑・討論・採決を行います。

それでは、まず質疑を行います。

発言を許します。5番 鈴木加奈子さん

○5番（鈴木加奈子さん）町内の方々からの募金については日赤を通じてということでございますが、ただいま予算におかれましては154万円につきましては、どのような形になるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（小林一則君）総務課長 大南友敬君

- 総務課長（大南友敬君） 現在こういう風なことで受付を致しております。日本赤十字社、或いは放送関係のところ、こういったところがございます。この義援金につきましても日本赤十字社を通じましてご支援申し上げますと、こういうことで考えております。
- 議長（小林一則君） 5番 鈴木加奈子さん
- 5番（鈴木加奈子さん） 過去にも大きな災害があったりおりますけども、予算において義援金を支出したという経過がこれまでありましたのでしょうか。私、あまり記憶がございませんのでお伺いをしたいと存じます。
- 議長（小林一則君） 町長 辻村修一君
- 町長（辻村修一君） 過去において記憶がございません。
- 議長（小林一則君） 5番 鈴木加奈子さん
- 5番（鈴木加奈子さん） 気持ちはよく分かるんです。と申しますのは巨大な地震、あの津波の様子、それから50万人にもおよぶという避難している人たちの困難が、また原発の事故によりまして放射能漏れといったこともあって、その周辺の方々までも避難をしなければならないというような状況、ご病気の方、高齢者、小さい子どもを抱えての大変さが連日報道されてきております。ですから予算に盛る気持ちは分かるんですけども、本来ですね、玉城町の予算というものは玉城町の町民のための予算でございます。市町村はそれぞれの自治体の住民の福祉の増進のために寄与するという、これが大前提となっております。従って義援金という支出の仕方というのがいいんだろうかというのが疑問になるところでございます。例えばですね、遅ればせながら、一昨日でしたか、玉城町の議員も義援金をということで話し合いが纏まりました。そして、先ほどからもお知らせ頂いておりますように、町民のみなさんから多額の義援金を頂いた。多分、町職員のみなさんも取り組んでいることだと思うんですけど、そういったことを日赤を通じてではなくって、現地からの要望を伺って例えば毛布だとか衣類だとか食料だとか、そういったものを現地に送る。その輸送費という姿で予算を組むというのであればいいのかなとも思うんですけど。義援金という予算の組み方というのがちょっと疑問を感じるんです。
- 議長（小林一則君） 総務課長 大南友敬君
- 総務課長（大南友敬君） 毛布についてはこの前ご報告申し上げましたように、物品については既に500枚というものを県を通じて届けております。ただ、確かに品物をということになりますと、非常に事業の関係で向こうの要求する物の把握が非常に難かしゅうございます。そういう意味でとにかく町としてできるだけことは早急にさせて頂きたい。こういう意味から今回の予算を計上させて頂いたということでございます。
- 議長（小林一則君） 5番 鈴木加奈子さん
- 5番（鈴木加奈子さん） 気持ちは同じなんです。町内のみな様も同じ気持ちであろうとは思いますが、この予算の中に義援金という組み方というのが果たしていいんだろうかということが疑問になりますので、例えばボランティアを組織致しまして、その引率をしていくのにその人達の旅費を組むとかね、そういうのだったらどうかなと思うんですけど。義援金という姿がどうなんだろうかという、そういう風に思ったものですから伺っているところでございます。

○議長（小林一則君）町長 辻村修一君

○町長（辻村修一君）これは、国挙げてこの地域の復興にできることを、被災に遭わなかった地方の方々が何ができるんかと考えて、できるものをそれぞれの個人や地方自治体が支援のために頑張っていくという風なことの、緊急に対応せなならんことに至ってのことでありまして、寄付金としてこうして計上をさせていただきとるところでございます。どうぞその点をご理解を頂きたいと思っております。

○議長（小林一則君）5番 鈴木加奈子さん

○5番（鈴木加奈子さん）私、気持ちは同じでございます、この際は私も賛成は致します。けれども、この組み方というのはやはり問題があるのではないかなというこの気持ちは拭うことはできません。国民が苦しんでいるのに国を挙げてするのは当然でございます。国は早急に、もっと早い手立てを組んで、お家に取り残されている方もありますし、そこまですなかな物資が届いていないというような状態もあります。国はすべてを網羅するのでありますから、当然でございます。私は地方自治体の予算の積み方としてどうなんだろうかという、そういう点でよかったのかなと、だから思いは一緒なんです。ですから、その立場で伺ったものですから、ちょっと長々した言い方をしましたが、この際はご協力をいただきましてありがたいことではございましたが、今後につきましては是非前例があるからというのではなくて気をつけていただきたいとこのように申しておきたいと思っております。

○議長（小林一則君）町長 辻村修一君

○町長（辻村修一君）そういう、そのご自分のお考えはご自身のお考えで結構でございますけれども「どうですか」とか代案を示してもらわないとですね。そういうことだけでは困りますよ。みんながどうしていくのかということを実際に取り組んでいこうとしているところからでございますから、こういった考え方でどうですかと提案をしているわけですから。

○議長（小林一則君）他ございませんか。3番 山本静一君

○3番（山本静一君）今回、こういう補正予算で計上されておりますけれども、新聞等で見て参りますと各市町の住宅余っているところはそういう風な呼びかけをして利用してもらおうという話もありますけれども当町の場合はどうです。お伺いしたいと思います。

○議長（小林一則君）総務課長 大南友敬君

○総務課長（大南友敬君）昨日も緊急の課長会を開きまして、町長からそのようなご指示があったところでございます。例えば子どもの受け入れなり、或いは住宅地の確保のための用地なり、そういったことの検討をするようにというふうなことで町長からご指示がありました。

○議長（小林一則君）他ございませんか。12番 奥川直人君

○12番（奥川直人君）私も思いは一緒なんですけれども、確かに11日のこの議会をしている途中にこの大きな災害が起こったわけでありまして、今日この提案をいただきまして私も多少戸惑っているところがあります。募金箱も設置して頂いたりいろんな形で個々に住民の方にご協力を頂いております。一番気にするところは、先般の一般質問の中でも産業振興とかいろんな面におきましては近隣の市町との連帯、連携というものが必要でありますし、確かに早い対応で玉城が一番だという風なことも大切な部分もありますけど、

そういった足並みも揃えていくということをつぶんど検討されてこういう結論にいたったのかなということでございますけども、どんな形で決めていただいたのか、金額が私は安いとも高いとも言い難い部分もございますので、その辺の決められたご判断をお聞きをしておきたいとこのように思います。

○議長（小林一則君） 総務課長 大南友敬君

○総務課長（大南友敬君） まず、はじめに近隣のことでございます。このことにつきましては近隣の市町との話し合いは電話で致しました。こういうことの手組みをしたいと玉城町としてはすると。どうでしょうか。どうですか。という風な呼びかけは致しております。金額の点でございます。これは非常に内部でも検討致しました。難しい金額でございます。今のところおひとり100円、こういう風なことで人口100円ということでこの金額を算出したものでございます。只、他に情報から得ますと岡山県総社市で人口ひとり100円という取組がなされており、そういうふうなことで上げておりまして、そういうふうなことからこの金額を決定したと、こういうことでございます。

○議長（小林一則君） 12番 奥川直人君

○12番（奥川直人君） ありがとうございます。判断するときに我々議会としても大切な税金を使った形で、こういうふうな義援金を出すということですので、しっかりそういった情報を聞いて判断させていただきたいと思ってお聞きをいたしました。

○議長（小林一則君） 他ありませんか。4番 北川雅紀君

○4番（北川雅紀君） この義援金というお話が出て、他との比較と色々、手法の問題とかあるかもしれませんが、今やれることをやっていくということで素晴らしいと思うんですが、やった後、よく日本やと海外に物資援助とか送ったときに、物資に日本という名前がないから、現地の人らは、それが日本から来たものと分からずに使ったりして、有難みがないというようなことを過去にありますんで、日本人の美德としてあまりPRしないということがあるかもしれませんが、きっとこれは他でも例として自治体の予算から出すというのは聞いたことはなくて、これが今日成立すれば先駆けになると思うので、そういうPR活動といいますか広報活動の面ではどんなことを考えてますか。

○議長（小林一則君） 総務課長 大南友敬君

○総務課長（大南友敬君） 玉城町の気持ちとしてこういう風な予算をお願いするものでございまして被災地のみな様方の。先ほど申し上げましたように郡内の町村の中では話はさせていただいたところでございます。只、こういう風なことで他の市町村がどういう風に判断されるかということまでは確認しておりませんが、そういったことで話し合いはしたということございましてPRという風な点については、玉城町の気持ちとしてさせて頂いたという風なことでございますので宜しくお願いしたいと思います。

○議長（小林一則君） 4番 北川雅紀君

○4番（北川雅紀君） これは基本的には素晴らしいことだと思うのでPRしたら他の自治体もやるかもしれませんし、その義援金とかも増えるかもしれない、一般のひとからの。そういうことも考えてマスコミとか色々な方法を使って事例として紹介するようなことを積極的にしてほしいと思います。以上です。

○議長（小林一則君）他ありませんか。6番 小林豊君

○6番（小林豊君）今回平成22年度補正ということでこのような形を取られたということ  
はご理解するところでございますが、新年度予算において、補正においてですね、先程来、  
議員の方からも質問がありました住宅の問題やとかそういうことについて今後検討する  
余地はあるということで宜しいでしょうか。

○議長（小林一則君）町長 辻村修一君

○町長（辻村修一君）今後どういう状況が、これから更に被害もどんどんと厳しい状況が明  
らかになってきているという現状でございますから、昨日も伊勢の消防の方からも仙台の  
若林区へ派遣をしておる12名の方が帰ってきて直接私どもの方へ報告を頂いた次第で  
ございました。大変な、物資の補給ができなくて困って見えるという風な報告も頂きました。  
そしてこの伊勢の消防、特に協定の我玉城町といたしましても隊員のみな様方の派遣  
のための費用等はこれから当然発生をするものではないかという風に思っておりますし、  
また、既に県を通じまして、先般報告を申し上げますように、給水車での応援体制  
が取れるのか取れないのかと。或いは先般は保健師の派遣。保育士の派遣は玉城町として  
どれだけの派遣体制が取れるのかという風なところにまでいろんな要請がきておりま  
すので、そういったことと、また色んな周りの或いは被災地みなさん方からの、少しでも  
ご支援に役立つようなことも、町として必要な場合には積極的にこのとこを考えたいとこ  
のように思っている次第です。以上です。

○議長（小林一則君）質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「議事進行」の声あり）

以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって本案は原案の通り可決されました。

○議長（小林一則君）次に日程第29 請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願書  
を議題といたします。

直ちに、紹介議員 5番 鈴木加奈子さんの趣旨説明を求めます。5番 鈴木加奈子さん

○5番（鈴木加奈子さん）商工団体連行会婦人部協議会ということで鈴木アケミ様、それか  
ら地元玉城町の新日本婦人の会玉城支部支部長 田所みよ子様から出されておまして、  
紹介議員3名で提出をさせて頂きました。既に議会運営委員会におきまして話がなされて  
いるようでございますが、内容につきましては説明に伺いたいという申し出もございま  
すので今後宜しく存じたいと思います。請願書を読み上げさせていただくことで説明にか  
えさせて頂きたいと思います。

所得税法第56条の廃止を求める請願書、請願要旨：所得税法第56条の廃止するよう国に意見書を提出してください。

請願理由：私たち中小業者は、地域経済の担い手として日本経済の発展に貢献してきました。しかし不況が長期化するなかで自営中小業者は倒産、廃業などかつてない時期に直面しています。そのような中でも業者婦人は中小業者の家族従業者として営業に携わりながら、家事・育児・介護と休む間もなく働いています。

しかし、どんなに働いても、家族従業者の『働き分』（自家労賃）は、税法上、所得税法第56条『配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない』（条文要旨）により、必要経費として認められていません。事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合86万円、家族の場合は、50万円です。

配偶者もさることながら、息子や娘たち家族従業者は、僅か50万円しか所得とみなされないため、税法上でも社会的にも適正に評価されておりません。業者婦人が適正に評価され自立できる環境を整えることが重要だと考えます。

所得税法第56条は、日本国憲法の法の下での平等（憲法第14条）両性の平等（同24条）、財産権（同29条）などを侵しています。

税法上青色申告にすれば、給料を経費にすることができますが、同じ労働に対し、青色と白色で差をつける制度自体が矛盾しており、基本的人権を侵害しています。

明治時代の家父長制度そのままに、人格や労働を認めない人権侵害の法律が、現在も業者婦人を苦しめており、ドイツ・フランス・アメリカなど、世界の主要国では『自家労賃を必要経費』としているなかで、日本だけが世界の進歩から取り残されています。

全国300余りの自治体が国に意見書をあげ国会でも経済産業大臣、金融財務大臣が廃止に向け研究、検討すると答弁しており、税法上も民法・労働法や社会保障上でも『一人ひとりが人間として尊重される憲法に保障された』権利を要求します。

私たちの実態に目を向け、要求を汲んで頂き『所得税法第56条』を廃止するよう国に意見書を提出して下さいますよう、お願いいたします。

県議会では、既に採択されておりますし、菰野町でも採択されていると伺っております。以上でございますので宜しくご配慮いただきまして意見書を国に上げて頂きますようお願いいたします。

○議長（小林一則君）以上で、紹介議員の趣旨説明は終わりました。

只今、説明のありました請願第1号につきましては、会議規則第92条の規定により、所管の総務産業常任委員会に付託し、閉会中に審査をお願いしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号は閉会中に審査することに決しました。

総務産業常任委員長は次回の定例会に審査結果の報告をお願いいたします。

○議長（小林一則君）次に日程第30 発議第1号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題と致します。

議会運営委員長から、委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定によ

り、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から 申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上で今期 定例会に付議された案件の審議は全て終了致しました。

これを以って、平成23年 第2回 玉城町議会定例会を閉会致したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決しました。

これにて、平成23年 第2回 玉城町議会定例会を閉会いたします。

閉会にあたり町長挨拶を願います。町長 辻村修一君

○町長(辻村修一君) 閉会にあたりお礼の挨拶を申し上げます。本議会に提案をさせて頂きましたすべての議案につきまして、慎重なるご審議を賜り、また、貴重なご意見を頂きながらご承認をいただきましたこと、厚くお礼を申し上げる次第でございます。今後の町政推進、町政運営に活かさせて頂きたいと思っておる次第でございます。また、只今も承認をいただきましたけれども3月11日に発生を致しました東日本大地震につきまして、被災に遭われたみな様方に心からお見舞いを申し上げる次第でございます。また、議会におかれましても、先般多額の義援金をお送り頂きましたことに敬意を表する次第でございます。そして、改めてこの被災のなかった玉城町におきまして災害に備えるという風なこと。もう一度再確認する必要があるという風に思っておる次第でございます。住民のみな様方に対する日頃の備え或いは町としてのこの危機体制というものも、もう一度再確認する必要があるという風に思っておる次第でございます。今後におきましても、住民のみな様方の命を、或いはまた、財産を守るというふうなことに、議会のみなさん方と共に努力をしていかにやらんという風に再認識をしておるところですので宜しく願いを申しあげまして一言閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(小林一則君) 定例会閉会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。去る9日から本日まで大変長期間に亘りまして3月定例会をお世話になって参りました。

玉城町暴力団排除条例の制定をはじめと致しまして本年度の各会計ごとの補正予算及びまた平成23年度当初予算、更にまた本日の追加議案の各議案に対しましていずれも重要案件でございましたが、終始熱心なるご審議を賜って参りました。特に間もなく始まりまず平成23年度から10年間の玉城町総合計画の目標と致します「だれもが 安心して元気に暮らせるまち ふるさと玉城」の実現ということにつきましては、すべての町民の最も望んでおられるところかと思えます。理事者各位におかれましては、この総合計画を着実に実地頂きますとともに、今定例会で提案されました議員各位のご意見十分尊重して頂きまして、今後の町政各般に亘ります向上のために、一層のご尽力を賜りますことを中

心よりお願い申し上げます、閉会の挨拶と致します。どうも長期間ご苦勞さまでした。

(散会 午前10時20分)